

岩手県医療局管理規程第10号

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月21日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程

医療局医師奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2  条例第4条ただし書の特別の事情は、前項第2号又は第3号に該当する者が局長が指定する診療科を専攻することとし、<u>同条ただし書</u>の規定に基づき局長が定める奨学資金の貸付金額は、月額400,000円とする。</p> <p>3  [略]</p> <p>(在職期間の計算)</p> <p>第7条  条例第9条第1項の規定による<u>在職期間</u>の計算については、年月数によるものとする。</p> <p>2  前項に規定する<u>在職期間</u>（以下「<u>在職期間</u>」という。）の年月数の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1)  年又は月により<u>在職期間</u>を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の定めるところによる。</p> <p>(2)  1月に満たない<u>在職期間</u>が2以上ある場合は、これらの<u>在職期間</u>を合算するものとし、これらの<u>在職期間</u>の計算については、30日をもって1月とする。</p> <p>(3)  <u>在職期間</u>には、次に掲げる期間（以下「<u>除算期間</u>」という。）を含まないものとする。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>3  前項の規定により計算した<u>在職期間</u>に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。</p> <p>(返還等の免除等)</p> <p>第8条  条例第9条第1項の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の免除又は条例第10条の規定による</p>	<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2  条例第4条ただし書の特別の事情は、前項第2号又は第3号に<u>掲げる者</u>が<u>将来条例第9条第3項に規定する局長が特に指定する診療科の業務に従事しようとする</u>こととし、<u>条例第4条ただし書</u>の規定に基づき局長が定める奨学資金の貸付金額は、月額400,000円とする。</p> <p>3  [略]</p> <p>(業務従事期間等の計算)</p> <p>第7条  条例第9条第1項の規定による<u>臨床研修を受けた期間及び県立病院等又は市町村立病院等の医師の業務に従事した期間</u>の計算については、年月数によるものとする。</p> <p>2  前項に規定する<u>臨床研修を受けた期間</u>（以下「<u>臨床研修期間</u>」という。）<u>及び同項に規定する県立病院等又は市町村立病院等の医師の業務に従事した期間</u>（以下「<u>業務従事期間</u>」という。）の年月数の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(1)  年又は月により<u>臨床研修期間及び業務従事期間</u>を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の定めるところによる。</p> <p>(2)  1月に満たない<u>臨床研修期間</u>が2以上ある場合に<u>あってはこれらの臨床研修期間を合算し、1月に満たない業務従事期間が2以上ある場合にあってはこれらの業務従事期間を合算するものとし、これらの臨床研修期間及び業務従事期間</u>の計算については、30日をもって1月とする。</p> <p>(3)  <u>臨床研修期間及び業務従事期間</u>には、次に掲げる期間（以下「<u>除算期間</u>」という。）を含まないものとする。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>3  前項の規定により計算した<u>臨床研修期間及び業務従事期間</u>に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。</p> <p>(返還等の免除等)</p> <p>第8条  条例第9条第1項の規定による貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の免除又は条例第10条の規定による</p>

貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）申請書を、現に県立病院等に在職している者にあっては、所属長を経由して局長に提出しなければならない。

（返還等の免除等の決定）

第9条 局長は、前条の奨学資金返還免除（猶予）申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務を免除し、又は貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することに決定したときは別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）決定書により、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の免除又は猶予をしないことに決定したときは別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）不承認書により、現に県立病院等に在職している者に通知する場合にあっては、所属長を経由して当該申請者に通知するものとする。

（返還等の免除に係る在職期間の特例）

第10条 条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第1号に規定する局長の定める期間は、条例第2条の規定による奨学資金の貸付けを受けた期間に、当該奨学資金の貸付けを受けた額を第5条第1項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額で除して得た数を乗じて得た期間（1月未満の端数を生じたときは、これを1月とする。）とする。

貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）申請書を局長に（現に県立病院等において臨床研修を受けている者又は医師の業務に従事している者にあっては、所属長を経由して局長に）提出しなければならない。

（返還等の免除等の決定）

第9条 局長は、前条の奨学資金返還免除（猶予）申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務を免除し、又は貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することに決定したときは別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）決定書により、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行の免除又は猶予をしないことに決定したときは別に定める様式による奨学資金返還免除（猶予）不承認書により、当該申請者に（現に県立病院等において臨床研修を受けている者又は医師の業務に従事している者に通知する場合にあっては、所属長を経由して当該申請者に）通知するものとする。

（返還等の免除に係る業務従事期間の特例）

第10条 条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第1号に規定する局長の定める期間は、条例第2条の規定による奨学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に、当該奨学資金の貸付けを受けた額を第5条第1項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額で除して得た数を乗じて得た期間（1月未満の端数を生じたときは、これを1月とする。）とする。

2 条例第9条第3項に規定する局長が別に定める奨学生は、条例第4条ただし書の規定に基づき第5条第2項に規定する額の奨学資金の貸付けを受けた奨学生とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。